

令和5年度 児童育成クラブ入会案内

熊本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～3年生）に対し、適切な遊びと生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として児童育成クラブを開設しています。

■■■ 児童育成クラブについて ■■■

○入会の基準 下記①～③全てに該当する方が児童育成クラブへ入会できます。

- ① 保護者（同居の祖父母等を含む）が「就労又は病気等」で、下校時に家庭にいない又は、それと同等の（見守りができない）状況にある1～3年生までの児童であること。
※ 障がいのある児童は、6年生まで入会できます。
- ② ①の状況が、月～土曜日のうち週3日以上であること。なお、変則勤務の場合は、直近3ヶ月間の平均就労日数が1ヶ月あたり12日以上であること。
- ③ 就労を理由とする場合、就労の終了時間が1年生は午後2時を、2年生以上は午後3時を超えていること。
・就労の終了時間が要件を満たさない場合は、通勤時間も含めて判断します。
・長期休業中についても、入会要件は同じです。

○利用日 保護者が就労などで家庭にいない（見守りができない）日に利用できます。

○開設日 次に掲げる日を除く日

- ◇ 日曜日、国民の祝日・休日（振替休日含む）、年末年始（12月29日～1月3日）

○開設時間

◇ 平日	児童の下校時間から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕
◇ 土曜日	午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕
◇ 長期休業中	午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

○開設時間延長の利用条件

- ① 就労等の終了時間が午後5時を超える日が、月に1日以上あること。
（例）午後5時00分までの就労の場合は対象となりません。
この場合、通勤時間は考慮しません。

○利用者負担金

利用月	利用時間	午後6時まで	午後7時まで
8月を除いた月		5,000円	6,200円
8月		9,500円	10,700円

きょうだいが同時在籍の場合、2人目以降は月額半額となります。



※正当な理由なく長期にわたり滞納した場合や、入会申込の時点できょうだいの滞納がある場合は利用できないことがあります。

【負担金の免除】

次のいずれかに該当する場合には、負担金が免除されます。（免除申請書と証明書類の提出が必要です。）

- (1) 納入義務者（保護者）が生活保護を受けている場合
- (2) 納入義務者（保護者）が就学援助を受けている場合

※ 免除要件に該当しなくなったときは青少年教育課へご連絡ください。

○その他必要となる費用

利用者負担金とは別に、以下に係る費用が各児童育成クラブにおいて実費徴収されます。※利用者負担金の免除申請をした場合でも、下記の実費は、免除となりません。

- | | | |
|-------------|----------------------|---------------------------|
| ◇ おやつ代、教材費等 | 実費 月額 2,000円程度 | （各児童育成クラブにより若干、金額が異なります。） |
| ◇ スポーツ安全保険料 | 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費保険 | 年額 1,000円（振込手数料含む） |

■■■ 入会申込み方法について ■■■

下記1～3を各児童育成クラブへ直接ご提出ください。既に入会している児童も、年度ごとに改めて提出が必要となります。

- 1 **入会申込書（様式第1号）**（3枚複写式）・・・ 保護者をご記入ください。
- 2 **熊本市児童育成クラブ利用に関する注意事項確認書兼同意書**
- 3 **添付書類**・・・ 下表のとおり

入会を必要とする事由		証明する書類	備考
【 同居の保護者 及び 65歳未満の同居の祖父母 】			
就 労	被雇用者	・ 就労証明書	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は勤め先ごとの証明が必要 ※自営の代表者が祖父（祖母）の自営業に従事している場合、祖父（祖母）の自営の状況が確認できる書類が必要。（ただし、法人格がある場合は省略可）
	就労予定	・ 就労（予定）証明書	※記入はお勤め先
	自営業 農 業 内 職	・ 就労証明書 ・ 自営業の状況が確認できる書類	自営の状況が確認できる書類①または② ① 最新年度分の確定申告書（第一表、第二表）の写し ② 市民税申告書の写し ※法人の代表者の方の場合 最新年度分の源泉徴収票または、最新年度分の法人税申告書の写しまたは、最新年度分の法人の決算書の写し ※①または②を提出できない場合 営業許可証または開業届の写しまたは請負契約書（労働契約書）の写し及び最近3ヶ月の事業の取引状況を確認できる書類（領収書等）
	病 気 障 がい	保護者の病気 保護者が障がいをお持ちの場合	・ 申立書（様式第2号-2） ・ 診断書（様式第2号-3） ・ 申立書（様式第2号-2）
妊娠・出産 <small>（出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間の利用）</small>		・ 申立書（様式第2号-2） ・ 親子（母子）健康手帳の写し	氏名と出産予定日が確認できるページの写し
同居親族等の介護・看護		・ 申立書（様式第2号-2） ・ 診断書 ・ 介護保険被保険者証の写し	診断書は原本の提出が必要
就 学		・ 在学証明書（合格通知等） ・ 時間割	在学期間と授業の時間帯が確認できるものが必要
【 65才以上の同居の祖父母 】			
高 齢		・ 申立書（様式第2号-2）	児童の見守りができない理由を記入

※ 単身赴任で別居の方及び同居のおじ・おばの就労証明書等の提出は不要です。

※ 証明する書類（添付書類含）は、青少年教育課へ郵送いただいても構いません。（クラブ名、児童名を必ず記載してください。）

- 入会を希望する前月の15日までに、各児童育成クラブに必要書類を提出してください。（4月入会については別途締切日を設けています。各児童育成クラブにお尋ねください。）
- 締切日以降に入会基準の要件が新たに発生した場合（就職、転勤等）は個別にクラブへご相談ください。
- 提出書類の不備や、記入内容に不明な点がある場合などには、申込先の児童育成クラブ又は青少年教育課からご連絡いたします。
- 入会申込提出後、特に連絡がない場合は希望日から利用が可能です。（スポーツ安全保険加入手続き後）
後日入会決定通知書を各ご家庭に送付いたしますのでご確認ください。※4月から入会を希望されている方は、3月中旬以降に送付予定です。



【お問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市教育委員会事務局 青少年教育課 Tel 096-328-2277（平日：8：30～17：15）

各児童育成クラブ（ ）